

ムーンショット型研究開発制度に係る 運用・評価指針見直しの骨子（案）について

考え方

- ・ CSTI有識者議員懇談会（木曜会合）及び戦略推進会議における有識者議員からの指摘や、各FAからのヒアリング等で得られたファクトを踏まえ、令和7年度以降後半5年間の制度点検・見直しを実施
- ・ 運用・評価指針を改定し、戦略推進会議や5年目評価の議論、各目標におけるMS目標達成に向けた取組に反映

項目	運用・評価指針の記載内容（現行）	運用・評価指針見直しの骨子案
「MS目標達成の見直し」の明確化	3. 研究開発の推進体制【PD】の任務（P6） 一MS目標達成及び構想実現に向けて、ポートフォリオ(案)を戦略的に構築し、研究開発を挑戦的かつ体系的に推進する。	・PDの役割に、 2050年のMS目標達成に向けた見直しを立てる ことを追記
	3. 研究開発の推進体制【関係省庁】（P4） 関係省庁は、MS目標の達成を目指し、他府省と連携しつつ、構想を策定するとともに、関係する研究開発を戦略的かつ一体的に推進する。	・関係省庁の役割に、 研究開発構想の見直しができる ことを追記
研究開発動向や社会実装に関する情報収集・分析 国際連携 国際標準化	3. 研究開発の推進体制【関係省庁】（P4） 同上	・関係省庁が構想を策定するにあたり、 国際戦略の視点 を考慮することを追記
	3. 研究開発の推進体制【研究推進法人】（P4） 五 国内外の研究開発動向や研究開発成果の社会実装に向けた課題等に関する情報を収集・分析する。情報の収集・分析にあたっては、人文学及び社会科学系研究者等を含む外部有識者の意見を取り入れる。	・研究推進法人の役割に、情報の収集・分析にあたって、 国際ベンチマークなど国際比較や規制・国際標準化への研究開発における対応状況を整理する ことを追記 〔世界の状況を把握した上でMSで実施する研究を決めることが重要との指摘あり〕
	3. 研究開発の推進体制【PD】の任務（P6） 同上	・PDの役割に、 社会実装、国際連携 などの観点を含めた ポートフォリオの戦略をPMや研究者と共有する ことを追記
	4. 研究開発の実施方法【研究開発の実施】（P9） PD及びPMは、国内外の研究開発動向を常に把握し、研究開発の進捗状況等に応じ、ポートフォリオ及びプロジェクトを機動的に見直す。特に、海外における類似の研究開発動向の把握に努め、海外の最先端研究者の取り込みや国際的な共同研究を積極的に推進する。	・PD及びPMの国際連携に係る役割を、「 ポートフォリオを踏まえ、必要とされる国際連携を積極的かつ効果的に推進する 」に修正

項目	運用・評価指針の記載内容（現行）	運用・評価指針見直しの骨子案
社会実装 / スピナウト	<p>3. 研究開発の推進体制【PM】の任務（P7） 一 PDの指揮の下、公募時に提案したプロジェクトをより高質・良質なものにするための作り込みを行い、プロジェクト計画書を策定（-省略-）し、プロジェクトを戦略的に実施する。さらに、プロジェクトの変更、一部研究成果のスピナウトを含めた方向転換等を機動的かつ柔軟に実施する。</p>	<p>・PMの役割に、研究推進法人の支援を得ながら、国が策定した構想や、将来の研究開発成果の社会実装を見据えたポートフォリオの戦略を踏まえてプロジェクトを戦略的に実施することを追記</p>
	<p>3. 研究開発の推進体制【関係省庁】（P4） 同上</p>	<p>・関係省庁の役割に、将来の研究開発成果の社会実装を見据えつつ関係する研究開発を戦略的かつ一体的に推進することを追記</p>
	<p>3. 研究開発の推進体制【戦略推進会議】（P3） 二 研究開発成果の橋渡し、民間との連携、官民の役割分担を踏まえた適時の民間投資の呼び込みを含め、研究開発成果の社会実装に向けた方策を助言するとともに、研究開発成果の社会実装等に関する支援を行う。また、国際連携を促進するための助言も行う。</p>	<p>・研究開発成果の社会実装について、「関係省庁、研究推進法人、PD及びPMも制度の特徴である大胆な発想に基づく挑戦的研究開発の推進に支障が生じないよう、将来を見据えつつ各プログラムまたは各プロジェクトの進捗等に応じた社会実装に留意する必要がある」ことを脚注に追記</p> <p>（各プログラムの研開発開始時期が異なること（各フェーズ）に対する配慮が必要との指摘あり）</p>
人材育成	<p>3. 研究開発の推進体制【研究推進法人】（P5） 十一 未来社会を担う大胆かつ柔軟な発想を有する若手研究者がプロジェクトに積極的に参画できる環境を構築する。</p>	<p>・研究推進法人の役割に、目標達成に必要な人材育成の支援を可能とすることを追記</p>
上位戦略、 他の戦略との連携	<p>3. 研究開発の推進体制【関係省庁】（P4） 同上</p>	<p>・関係省庁が研究開発を推進する視点として、国の主要な戦略等に位置づけることも視野に入れることを追記</p>

項目	運用・評価指針の記載内容（現行）	運用・評価指針見直しの骨子案
目標間連携	<p>3. 研究開発の推進体制【研究推進法人】(P5) 研究推進法人は、任務を行うに当たり、関係府省や他の研究推進法人等と連携しながら取組を進めるとともに、評価作業の効率化等により、研究者が研究に専念できる環境づくりに努める。また、研究の公平性の確保に向け、先進的なデータマネジメントも活用しつつ、委託先等での研究活動の不正行為及び研究着の不正使用を事前に防止すると取組に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進法人の役割に、任務を効果的かつ効率的に行うために、他のプログラムも含め関係者と連携しながら取組を推進することを追記 ・目標間連携による研究開発等を推進する場合の具体的な手順等を脚注に追記

【有識者議員の指摘を踏まえた運用・評価指針見直し以外の対応】

項目	有識者議員からの指摘事項	対応状況
MS成果の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○MS制度の成果をまとめることの必要性 ○MS制度の評価指標の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・評価指針の【評価の視点】を基に評価指標の検討を開始。 ・研究開発の進捗状況の指標として、論文・特許等の件数など、産業界との連携・橋渡しの指標として、スタートアップの起業数、資金調達額などの調査を開始。